

会 議 錄

| | |
|-----------------------------|--|
| 会議の名称 | 令和7年度第2回弘前市文化財審議委員会議 |
| 開催年月日 | 令和7年11月9日(日) |
| 開始・終了時刻 | 午後2時00分から午後3時00分まで |
| 開催場所 | 弘前市岩木庁舎2階 会議室3 |
| 議長等の氏名 | 委員長 関根達人 |
| 出席者 | 委員長 関根達人 委員 岡田俊治 委員 内山淳一 委員 小松勇 委員 灑本壽史 委員 中村琢巳 委員 古川祐貴 委員 堀内弦 委員 山田嚴子 |
| 欠席者 | なし |
| 事務局職員の職氏名 | 文化財課長 石岡博之 同課長補佐 小石川透 同課文化財保護係長 高木一誠 同課埋蔵文化財係長 蔦川貴祥 同課主査 棟方隆仁 |
| 会議の議題 | (1) 歴代藩主絵像の文化財指定可否について (2) その他 |
| 会議結果 | 別添議事録のとおり |
| 会議資料の名称 | ・資料1 諮問書、文化財指定申請書、調査報告書 ・資料2 青森県津軽地方の飢饉供養塔リスト |
| 会議内容 (発言者、発言内容、審議経過、結論等) | 別添議事録のとおり |

【会議内容要旨】

議題1 歴代藩主絵像の文化財指定可否について

- 事務局 今回審議の対象になるのは、長勝寺蔵の三幅對、
・絹本著 色津輕為信像
・絹本著 色津輕信枚像
・絹本著 色津輕信義像
- 同じく長勝寺蔵の
・紙本著 色仙桃院像 附 紙本著 色仙桃院像（模本）
・絹本著 色満天姫像
・紙本著 色津輕信著像
- 弘前市立博物館蔵の
・絹本著 色津輕寧親像
- の以上5件です。
- 寧親像を除く4件は令和6年10月に長勝寺にて開催いたしました、令和6年第2回の弘前市文化財審議委員会議で指定候補として皆様に現地で実見いただきました。令和7年5月26日付けで長勝寺から、同6月12日に市立博物館から文化財指定申請書が提出されており、その後、内山委員に調査いただいたものです。内山委員から、調査成果として報告書をまとめていただき、令和7年度1回目の文化財審議委員会議において審議がなされ、文化財としての価値付けが明確になったと判断しましたので、資料1のとおり指定について教育長より諮詢させていただいたものであります。
- 内山委員 お配りしている資料の後ろから3枚目の2ページとなっているページをご覧ください。記述に若干誤りがありましたのでここで訂正させていただけたいと思います。
- 「②が駿河台狩野家の当主、③が木挽町狩野家の当主」という記述があります。「当時の江戸狩野派を代表する奥絵師四家のうち三家」とありますが実は駿河台狩野家は厳密にいと奥絵師ではなくて、元々は奥絵師の養子として跡を継ぐはずだったのですが実子が誕生したことにより、別家を創ってできた家ということで奥絵師ではない表絵師という扱いとなっておりますので、正しくは「奥絵師二家とそれに準ずる駿河台家」とするか「奥絵師四家のうち」という記述を取って「当時の江戸狩野派を代表する三家が」とする方が良いかと思います。
- 山田委員 削るより、準ずる…と書いた方が詳しい事情が分かると思います。

内山委員 では、「奥絵師四家のうち二家と、それに準ずる駿河台家の当主が」とするのが一番正確だと思います。

諮問書にある著色の「著」の字です。どちらでも間違いというわけではないのですが、今風にいうと「着」の方が一般的なような気がします。文化庁も昔は「著」を使っていたのですが最近はどうでしょうか。

事務局 弘前市としてはこれまで「著」を使っております。最近だと法源寺のものがありますが、それも「著」を使っていますので、今回もこれまでの慣例を引き継ぐという形で「著」の方でいきたいと思っております。

関根委員長 それでは、答申したいと思います。

弘前市文化財審議委員会議運営規則第5条の定めるところにより、多数決を持って答申したいと思います。

諮問第1号 有形文化財（美術）長勝寺所蔵

「絹本著色津軽為信像、信枚像、信義像」の三幅対、
「紙本著色仙桃院像」 附「紙本著色仙桃院像（模本）」一幅、
「絹本著色満天姫像」一幅、
「紙本著色津軽信著像」一幅、
弘前市蔵「絹本著色津軽寧親像」一幅

以上5件を指定することで答申することに賛成の委員は挙手願います。

委員 ~挙手~

関根委員長 出席委員中9名の賛成、全員一致で指定することで答申します。

議題2 その他

事務局 文化財指定候補として弘前市の文化財の指定を目指したいということで事務局から提案したいものが一つございます。それが飢饉供養塔です。

弘前藩領内の飢饉供養塔につきましては、弘前大学人文社会科学部の文化財論研究室により悉皆調査が過去に実施されております。『津軽の飢饉供養塔』、『下北・南部の飢饉供養塔』の補遺としましてまとめられております。

これによると、元禄、天明、天保の飢饉におきまして供養塔が造立されております。天明のものが最も多く全体の9割に達します。これまで弘前市が指定した飢饉供養塔というのは2基ございまして、専修寺所在の元禄の飢饉の供養塔であります「餓死供養題目塔」、天保の飢饉の供養塔であります「餓死供養名号塔」です。

最近は、継承されないまま、現在の我々には関係ないということで、いつ滅失してしまうか分からぬという状況にあります。この際、文化財として指定することで顕在化して保存することで次の代へ継承していくということを目指したいと考えております。

ただ、表を見てわかる通り弘前藩領内各所に飢饉塔はあります、弘前市内に限るものではありません。全ての供養塔を保存しないと郷土の歩みを伝えるということにきちんと繋がらないのではないかと考えています。広域になりますので最終的には県指定を目指したいのですが、まず弘前市内の供養塔については保存するという形をとりたいと考えています。関根先生から説明をお願いします。

関根委員長

ご存知のように歴史学の世界では、阪神淡路大震災以来、歴史災害に対する関心が高まっており、東日本大震災を経まして津波碑などの災害碑が非常に重要で過去から現在、未来へのメッセージがそこにあるということで注目されております。

そういう中で、津波碑などの自然災害はマップなどにも落ちているのですが、それに比べると今回提案がありました飢饉供養塔についてはごくごく一部しか保存されていないという状況にあります。

しかし、二年前と現在の米価が三倍になったように食糧事情というのはいつの時代も重要であり、飢饉というのは広域且つ甚大な被害を与えます。天明の飢饉では弘前藩領内では人口が三分の一、多い資料だと二分の一が亡くなってしまったとされております。他領に移った人も含めてですが、わずか二百数十年前にこのような状況であったわけです。

これを過去からのメッセージということで、20年位前に供養塔について調べたいということで県内の悉皆調査をやりました。自治体史も調べたうえで歩きまして、津軽だけで107基を確認しております。

天明3年が卯の年、4年が辰の年ということで「卯辰」とあればこれで天明の飢饉を指す用語になっています。「卯辰死亡云々」とあればそれで天明の飢饉の供養塔であるということがわかるわけです。表中の空欄のものは造立年が不明のものです。それを除くと未指定のものが99基になると思います。

東北地方にはたくさんあるのですが悉皆調査が行われているのは宮城县だけで、宮城県全県で80基程度、天明と天保が半々くらいだったと思います。他の県は悉皆調査までは行われておりません。

今リストにお見せしているのは津軽地方だけですが、下北、南部でも調査しております40数基あります。全国的にも悉皆調査が行われているところは非常に少ないですが、西日本の場合ですと享保の飢饉のもので、四国、福岡あたりが多いです。ですので、津軽地方のように飢饉供養塔が集中しているところはまずない。この中で107基中、49基が現弘前市であり、弘前市は全国でも最も飢饉供養塔が集中しているといつても過言ではないといえます。

飢饉供養塔はこの地域の歴史を考えるうえで欠くことのできない資料であろうと考えています。ゆくゆくは県指定で考えたいのですが、とりあえず弘前市ということあります。

これまでも弘前市では大石武学流の庭園ですか近隣の市町村と連携した指定等の施策をしてきておりますので、そういう連携ができればなお良いと思います。こういった広域にわたる災害碑の保護というのは全国的に見てもケーススタディになるだろうと考えております。

文献としては私のゼミで出している『津軽の飢饉供養塔』というのと翌年の『下北・南部の飢饉供養塔』の中に、『津軽の飢饉供養塔』では見落としていたものを補遺したものがあります。この2冊の報告書以降なかなか見つからなかったのですが、105番は去年見つけました。

飢饉というのは単なる自然災害ではなくて、社会的な要因が大きく、現代のわれわれも考えさせられる問題であるといえます。まだ未発見のものもあるかもしれません、今の段階で107基です。

最後に名称ですが、62番、63番の「餓死供養名号塔」「題目塔」となっております。名号は「南無阿弥陀仏」、題目は「南無妙法蓮華經」を示しますが、基本的には「餓死供養塔」という名称です。この2基に関しては「餓死」という言葉は刻まれていません。

飢饉は餓死だけではなくて疫病死も含まれます。「餓死」以外だと「疫病」「疫」と刻まれているものも非常に多い。ですから私は「飢饉供養塔」という名称で扱ってきました。この辺は議論があるところかと思います。

瀧本委員

非常に大事な資料で進めていかなければと思っていたところです。調査の中でまた新しいものが出てきたりする可能性もありますし、今お話

があつた周辺の市町村と連携するという方向性で進めてよろしいのではないかと思います。

古川委員

今回の場合は、既に指定されている2基に追加という形にするのか、新たに枠を設けて「飢饉供養塔」として指定していくのか、今後さらに発見された場合はどう扱っていくのか、その辺の手続き的なところはどうでしょうか。

事務局

基本的には専修寺の2基についてはこのままでいきたいと思います。今あがっている飢饉供養塔に関しては別立てで指定し保存したいと考えております。その都度拾って調査して価値付けができれば指定に追加していくという形になろうかと思います。

山田委員

指定するときにお寺などに問い合わせることになると思いますので簡単なアンケートをつくって、管理者が把握している情報を書いてもらうとか、あとお盆とかに供養をしているかといったような気になる情報を書いてもらうとよいと思います。

以上